

教育・保育の提供区域(案)について

1 区域設定

子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27～31年度)策定については、国の基本指針に基づき行うこととされているが、「量の見込み」と「確保方策」の設定に当たって、あらかじめ「教育・保育提供区域」を定める必要がある。

2 区域設定のポイント

- (1) 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案する。
- (2) 単位として、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- (3) 区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- (4) 区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- (5) 一方、区域は、小学校就学前子どもの区分(認定区分)ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

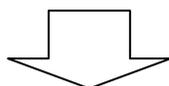
3 国の例示等に対する考察

国の例示	プラス面	マイナス面
○小・中学校 校区	・利用者の居住状況とは一致する面がある。	・区域の細分化となり、校区ごとに各施設が所在するわけではなく、量の調整や確保の検討が難しい。 ・利用者に理解されづらい。
○行政区(地域区分) (※検討例→市総合計画の地区区分とする場合)	・利用者の利用状況との一致性は高まる。	・当該区域内に利用者ニーズに合致する施設があるとは限らない。
○行政区(全市)	・利用者の現実的なニーズに対応できる。 ・量の調整や確保の検討が容易になる。	・本市の細長い地形特性や交通手段の面からすると利用者が色々な施設等を利用できるとは限らない。

※市総合計画の地区区分 9地区＝ニーズ調査結果報告書記載のとおり。

4 検討の視点

- ・区域設定により、現状の幼稚園、保育所などの利用実態と異なることにならないか。
- ・利用者が利用しやすく、事業者も理解しやすい区域設定が望ましい。
- ・計画上、量の調整や確保の検討が行いやすいかどうか。
- ・地域子育て支援事業の中には特に地域を区分する理由がない事業が多い。



本市の「教育・保育提供区域」については、行政区(全市)として、定めることとする。